



茨城県報 第732号

平成8年3月4日

月曜日

目 次

告 示

ページ

- 第二種大規模小売店舗に関する公示(6件)(商業振興課)..... 2
- 保安林の解除の予定(2件)(林業課)..... 3
- 定款変更の認可(2件)(農地管理課)..... 4
- 換地計画の決定(2件)(")..... 4
- 道路の供用の開始(2件)(道路維持課)..... 5
- 都市計画用途地域の決定(都市計画課)..... 5
- 都市計画の変更(")..... 6
- 土地区画整理組合の理事を退任した者の氏名及び住所(都市整備課)..... 6
- 特定計量器定期検査を行う区域, 期日及び場所(計量検定所)..... 6
- 土地改良事業の適当決定(4件)(土地改良事業所)..... 8
- 土地改良事業の認可(2件)(")..... 10

(公 安 委 員 会)

- 緊急自動車等の指定等..... 10

(大規模小売店舗審議会)

- 第二種大規模小売店舗における小売業に関する公示..... 12

公 告

- 茨城県土地利用基本計画の変更(水・土地計画課)..... 13
- 公共測量の終了(2件)(用地課)..... 13
- 都市計画案の縦覧(2件)(都市計画課)..... 14

正 誤

- 平成7年11月24日付け茨城県報号外第170号-2中..... 15
- 平成8年1月18日付け茨城県報号外第7号中..... 15

告 示

茨城県告示第255号

第二種大規模小売店舗に関する公示

次の事項に係る建物における小売業の事業活動については、調整が行われることがあるので、大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律（昭和48年法律第109号）第3条第2項の規定により、公示する。

平成8年3月4日

茨城県知事 橋 本 昌

- 届出者の氏名又は名称 吉 岡 攻
吉 岡 京 子
- 建物の名称及び所在地 紳士服のコナカ守谷店
茨城県北相馬郡守谷町乙子高野土地区画地区内
46街区3.4画地

茨城県告示第256号

第二種大規模小売店舗に関する公示

次の事項に係る建物における小売業の事業活動については、調整が行われることがあるので、大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律（昭和48年法律第109号）第3条第2項の規定により、公示する。

平成8年3月4日

茨城県知事 橋 本 昌

- 届出者の氏名又は名称 第一家庭電器株式会社
- 建物の名称及び所在地 第一家電 石岡店
茨城県石岡市大字石岡3319-1外

茨城県告示第257号

第二種大規模小売店舗に関する公示

次の事項に係る建物における小売業の事業活動については、調整が行われることがあるので、大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律（昭和48年法律第109号）第3条第2項の規定により、公示する。

平成8年3月4日

茨城県知事 橋 本 昌

- 届出者の氏名又は名称 株式会社 コメリ
- 建物の名称及び所在地 コメリハードアンドグリーン 岩間店
茨城県西茨城郡岩間町野谷山王895番外

茨城県告示第258号

第二種大規模小売店舗に関する公示

次の事項に係る建物における小売業の事業活動については、調整が行われることがあるので、大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律（昭和48年法律第109号）第3条第2項の規定により、公示する。

平成8年3月4日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 届出者の氏名又は名称 有限会社 シティ企画
- 2 建物の名称及び所在地 C-YOU つくば店
茨城県つくば市東新井32-4

茨城県告示第259号

第二種大規模小売店舗に関する公示

次の事項に係る建物における小売業の事業活動については、調整が行われることがあるので、大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律(昭和48年法律第109号)第3条第2項の規定により、公示する。

平成8年3月4日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 届出者の氏名又は名称 山 田 登
- 2 建物の名称及び所在地 山田登 貸店舗
茨城県結城市結城南部第一土地区画整理事業内
39街区3画地

茨城県告示第260号

第二種大規模小売店舗に関する公示

次の事項に係る建物における小売業の事業活動については、調整が行われることがあるので、大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律(昭和48年法律第109号)第3条第2項の規定により、公示する。

平成8年3月4日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 届出者の氏名又は名称 カトーデンキ販売株式会社
- 2 建物の名称及び所在地 カトーデンキ石下パワフル館
茨城県結城郡石下町大字新石下字駒離1596番1

茨城県告示第261号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、次のように保安林を解除する予定である旨の通知があったので、同法第30条の規定により告示する。

平成8年3月4日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 解除を予定している保安林の所在場所
久慈郡大子町大字上野宮字八溝1532の1(国有林。次の図に示す部分に限る。)
- 2 指定された目的
水源のかん養
- 3 解除の理由
道路用地とするため
(「次の図」は、省略し、その図面を茨城県庁及び大子町役場に備え置いて縦覧に供する。)

茨城県告示第262号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、次のように保安林を解除する予定である旨の通知があったので、同法第30条の規定により告示する。

平成 8 年 3 月 4 日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 解除を予定している保安林の所在場所
久慈郡里美村大字里川字猿喰449の1（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定された目的
水源のかん養
- 3 解除の理由
道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を茨城県庁及び里美村役場に備え置いて縦覧に供する。）

茨城県告示第263号

平成 7 年 12 月 21 日付けで、大洗町土地改良区から申請のあった定款変更を、土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第 2 項の規定により平成 8 年 2 月 23 日認可した。

平成 8 年 3 月 4 日

茨城県知事 橋 本 昌

茨城県告示第264号

平成 7 年 12 月 4 日付けで、玉造町土地改良区から申請のあった定款変更を、土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第 2 項の規定により平成 8 年 2 月 23 日認可した。

平成 8 年 3 月 4 日

茨城県知事 橋 本 昌

茨城県告示第265号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の 2 第 1 項の規定により県営土地改良事業五反田地区（第 1 換地区）に係る換地計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成 8 年 3 月 4 日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 縦覧に供する書類
換地計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成 8 年 3 月 5 日から
平成 8 年 4 月 2 日まで
- 3 縦覧の場所
千代田町役場

茨城県告示第266号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の 2 第 1 項の規定により県営土地改良事業五反田地区（第 3 換地区）

に係る換地計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成 8 年 3 月 4 日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 縦覧に供する書類
換地計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成 8 年 3 月 5 日から
平成 8 年 4 月 2 日まで
- 3 縦覧の場所
千代田町役場

~~~~~

**茨城県告示第267号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、平成 8 年 3 月 4 日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成 8 年 3 月 4 日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路 線 名 県道 取手東線
- 2 供用開始の区間 北相馬郡利根町大字布川2262番2地先から  
北相馬郡利根町大字布川2260番21地先まで
- 3 供用開始の期日 平成 8 年 3 月 4 日

~~~~~

茨城県告示第268号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、平成 8 年 3 月 4 日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成 8 年 3 月 4 日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路 線 名 県道 高田下館線
- 2 供用開始の区間 下館市大字川澄字本田1733番2から
下館市大字横島字二本松702番2まで
- 3 供用開始の期日 平成 8 年 3 月 4 日

~~~~~

**茨城県告示第269号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条第1項の規定により、水戸・勝田都市計画用途地域を決定したので、同法第20条第1項の規定により告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を次の場所において縦覧に供する。

平成 8 年 3 月 4 日

茨城県知事 橋 本 昌

縦覧場所 茨城県土木部都市局都市計画課

~~~~~

茨城県告示第270号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により土浦・阿見都市計画公園を変更したので、同法第20条第1項の規定により告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を次の場所において縦覧に供する。

平成 8 年 3 月 4 日

茨城県知事 橋 本 昌

1 都市計画を変更する土地の区域

阿見町大字若栗字下原の一部

阿見町大字吉原字狐谷の一部

2 縦覧場所

茨城県土木部都市局都市計画課

茨城県告示第271号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第29条第1項の規定に基づき、西塚原土地区画整理組合の理事を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり告示する。

平成 8 年 3 月 4 日

茨城県知事 橋 本 昌

理事を退任した者

氏 名 山 崎 清 吉

住 所 ひたちなか市殿山町二丁目8番8号

茨城県告示第272号

計量法（平成4年法律第51号）第21条第2項の規定により、特定計量器定期検査を行う区域、期日および場所を次のように定めたので公示する。

平成 8 年 3 月 4 日

茨城県計量検定所長 川 崎 次 男

執行区域	器 物 提 出 の 日 時	器 物 提 出 の 場 所
波 崎 町	平成 8 年 4 月 10 日から (10時から) 平成 8 年 4 月 12 日まで (15時まで)	波 崎 町 臨 時 計 量 検 査 所
神 栖 町	平成 8 年 4 月 15 日から (10時から) 平成 8 年 4 月 16 日まで (15時まで)	神 栖 町 臨 時 計 量 検 査 所
鹿 嶋 市	平成 8 年 4 月 17 日から (10時から) 平成 8 年 4 月 19 日まで (15時まで)	鹿 嶋 市 臨 時 計 量 検 査 所
大 洋 村	平成 8 年 4 月 22 日 (10時から) (15時まで)	大 洋 村 臨 時 計 量 検 査 所
鉾 田 町	平成 8 年 4 月 23 日 (10時から) (15時まで)	鉾 田 町 臨 時 計 量 検 査 所
旭 村	平成 8 年 4 月 24 日 (10時から) (15時まで)	旭 村 臨 時 計 量 検 査 所
土 浦 市	平成 8 年 5 月 16 日から (10時から) 平成 8 年 5 月 17 日まで (15時まで)	土 浦 市 臨 時 計 量 検 査 所
	平成 8 年 5 月 20 日から (10時から) 平成 8 年 5 月 24 日まで (15時まで)	

執行区域	器 物 提 出 の 日 時	器 物 提 出 の 場 所
土 浦 市	平成8年5月27日から(10時から) 平成8年5月29日まで(15時まで)	土浦市臨時計量検査所
石 岡 市	平成8年6月3日から(10時から) 平成8年6月7日まで(15時まで)	石岡市臨時計量検査所
	平成8年6月10日(10時から) (15時まで)	
小 川 町	平成8年6月11日から(10時から) 平成8年6月12日まで(15時まで)	小川町臨時計量検査所
茨 城 町	平成8年6月13日から(10時から) 平成8年6月14日まで(15時まで)	茨城町臨時計量検査所
美 野 里 町	平成8年6月17日(10時から) (15時まで)	美野里町臨時計量検査所
大 洗 町	平成8年6月18日から(10時から) 平成8年6月20日まで(15時まで)	大洗町臨時計量検査所
御 前 山 村	平成8年6月21日(10時から) (15時まで)	御前山村臨時計量検査所
桂 村	平成8年6月24日(10時から) (15時まで)	桂村臨時計量検査所
常 北 町	平成8年6月25日から(10時から) 平成8年6月26日まで(15時まで)	常北町臨時計量検査所
内 原 町	平成8年6月27日(10時から) (15時まで)	内原町臨時計量検査所
常陸太田市	平成8年7月2日から(10時から) 平成8年7月5日まで(15時まで)	常陸太田市臨時計量検査所
	平成8年7月8日から(10時から) 平成8年7月10日まで(15時まで)	
金 砂 郷 町	平成8年7月11日から(10時から) 平成8年7月12日まで(15時まで)	金砂郷町臨時計量検査所
大 子 町	平成8年7月15日から(10時から) 平成8年7月18日まで(15時まで)	大子町臨時計量検査所
里 美 村	平成8年7月19日(10時から) (15時まで)	里美村臨時計量検査所
水 府 村	平成8年7月22日から(10時から) 平成8年7月23日まで(15時まで)	水府村臨時計量検査所
下 館 市	平成8年8月21日から(10時から) 平成8年8月23日まで(15時まで)	下館市臨時計量検査所
	平成8年8月26日から(10時から) 平成8年8月30日まで(15時まで)	
竜ヶ崎市	平成8年9月3日から(10時から) 平成8年9月6日まで(15時まで)	竜ヶ崎市臨時計量検査所
	平成8年9月9日から(10時から) 平成8年9月10日まで(15時まで)	
河 内 村	平成8年9月11日(10時から) (15時まで)	河内村臨時計量検査所
新 利 根 村	平成8年9月12日(10時から) (15時まで)	新利根村臨時計量検査所
東 村	平成8年9月13日(10時から) (15時まで)	東村臨時計量検査所
桜 川 村	平成8年9月17日から(10時から) 平成8年9月18日まで(15時まで)	桜川村臨時計量検査所

執行区域	器 物 提 出 の 日 時	器 物 提 出 の 場 所
江戸崎町	平成8年9月19日から(10時から) 平成8年9月20日まで(15時まで)	江戸崎町臨時計量検査所
美浦村	平成8年9月24日(10時から) (15時まで)	美浦村臨時計量検査所
阿見町	平成8年9月25日から(10時から) 平成8年9月26日まで(15時まで)	阿見町臨時計量検査所
莖崎町	平成8年9月27日(10時から) (15時まで)	莖崎町臨時計量検査所
岩井市	平成8年10月2日から(10時から) 平成8年10月4日まで(15時まで)	岩井市臨時計量検査所
	平成8年10月7日から(10時から) 平成8年10月8日まで(15時まで)	
水海道市	平成8年10月14日から(10時から) 平成8年10月18日まで(15時まで)	水海道市臨時計量検査所
石下町	平成8年10月21日から(10時から) 平成8年10月23日まで(15時まで)	石下町臨時計量検査所
千代川村	平成8年10月24日(10時から) (15時まで)	千代川村臨時計量検査所
八千代町	平成8年10月28日から(10時から) 平成8年10月29日まで(15時まで)	八千代町臨時計量検査所
三和町	平成8年11月6日から(10時から) 平成8年11月7日まで(15時まで)	三和町臨時計量検査所
総和町	平成8年11月8日(10時から) (15時まで)	総和町臨時計量検査所
五霞村	平成8年11月11日(10時から) (15時まで)	五霞村臨時計量検査所
境町	平成8年11月12日から(10時から) 平成8年11月14日まで(15時まで)	境町臨時計量検査所
猿島町	平成8年11月18日から(10時から) 平成8年11月19日まで(15時まで)	猿島町臨時計量検査所
北茨城市	平成8年11月20日から(10時から) 平成8年11月22日まで(15時まで)	北茨城市臨時計量検査所
	平成8年11月25日から(10時から) 平成8年11月29日まで(15時まで)	
高萩市	平成8年12月3日から(10時から) 平成8年12月6日まで(15時まで)	高萩市臨時計量検査所
	平成8年12月9日から(10時から) 平成8年12月10日まで(15時まで)	
十王町	平成8年12月11日(10時から) (15時まで)	十王町臨時計量検査所
上記市町村	平成8年4月10日から(10時から) 平成8年12月27日まで(15時まで) (ただし、土、日、祭日、休日を除く)	茨城県計量検定所

茨城県告示第273号

村田村外三ヶ村土地改良区から平成8年1月17日付けで認可申請のあった西田地区土地改良事業については、土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により平成8年2月5日適当と決定した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成8年3月4日

茨城県下館土地改良事務所長 峯 岸 重 夫

- 1 縦覧に供する書類
村田村外三ヶ村土地改良区定款の写し
西田地区土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧の期間
平成8年3月5日から
平成8年4月2日まで
- 3 縦覧の場所
下館市役所

~~~~~  
**茨城県告示第274号**

村田村外三ヶ村土地改良区から平成7年12月19日付けで認可申請のあった柳町地区土地改良事業については、土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により平成8年2月5日適当と決定した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成8年3月4日

茨城県下館土地改良事務所長 峯 岸 重 夫

- 1 縦覧に供する書類  
村田村外三ヶ村土地改良区定款の写し  
柳町地区土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧の期間  
平成8年3月5日から  
平成8年4月2日まで
- 3 縦覧の場所  
明野町役場

~~~~~  
茨城県告示第275号

村田村外三ヶ村土地改良区から平成7年12月19日付けで認可申請のあった川崎地区土地改良事業については、土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により平成8年2月5日適当と決定した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成8年3月4日

茨城県下館土地改良事務所長 峯 岸 重 夫

- 1 縦覧に供する書類
村田村外三ヶ村土地改良区定款の写し
川崎地区土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧の期間
平成8年3月5日から
平成8年4月2日まで

3 縦覧の場所

明野町役場

茨城県告示第276号

村田村外三ヶ村土地改良区から平成7年12月19日付けで認可申請のあった根下地区土地改良事業については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により平成8年2月5日適当と決定した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成8年3月4日

茨城県下館土地改良事務所長 峯 岸 重 夫

1 縦覧に供する書類

村田村外三ヶ村土地改良区定款の写し

根下地区土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間

平成8年3月5日から

平成8年4月2日まで

3 縦覧の場所

明野町役場

茨城県告示第277号

平成7年9月25日付けで鉾田町長から認可申請のあった郡境地区土地改良事業については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第10条第1項の規定により平成8年2月7日認可した。

平成8年3月4日

茨城県鉾田土地改良事務所長 松 崎 武 則

茨城県告示第278号

平成7年9月25日付けで鉾田町長から認可申請のあった古新田地区土地改良事業については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第10条第1項の規定により平成8年2月7日認可した。

平成8年3月4日

茨城県鉾田土地改良事務所長 松 崎 武 則

(公 安 委 員 会)

茨城県公安委員会告示第5号

道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）第13条第1項及び第14条の2第2項の規定により、緊急自動車の指定及び指定取消し並びに道路維持作業用自動車の指定を行ったので公示する。

平成8年3月4日

茨城県公安委員会委員長 小 倉 智 徳

1 緊急自動車の指定

指定番号	自動車登録番号	車名・年式	用 途	所有者・使用者氏名
3151	水戸88に 2368	イスズ 7年式	警察責務遂行用	茨城県警察本部
3152	01-0323	ミツビシ62年式	自衛隊用(指揮連絡用)	陸上自衛隊古河駐屯地
3153	水戸88 に2354	トヨタ 7年式	道路応急作業用	日本道路公団(水戸)
3155	水戸88 に2302	ミツビシ8年式	公益応急作業用(電気事業)	東京電力(株)茨城支店 日立営業所
3156	01-1761	ミツビシ2年式	自衛隊用(指揮連絡用)	陸上自衛隊古河駐屯地

2 道路維持作業用自動車の指定

指定番号	自動車登録番号	車名・年式	用 途	所有者・使用者氏名
3154	水戸88 に2354	トヨタ7年式	道路維持作業用	日本道路公団(水戸)
3157	水戸44 ら9207	トヨタ7年式	〃	日本道路公団(日立)

3 緊急自動車の取消し

指定番号	自動車登録番号	車名・年式	用 途	使用者名称	告 示 年月日	告 示 番号	取消理由
1180	水戸88さ・254	ヒノ 54年式	警察責務遂行用	茨城県警察本部	54.12.20	54	廃車の為
1181	土浦88 さ1308	〃 〃	〃	〃	〃	〃	〃
1441	水戸88 す1573	ニッサン57年式	〃	〃	57.3.1	6	〃
1466	水戸88 す3274	トヨタ 57年式	〃	〃	57.5.21	14	〃
1676	土浦88 す6404	マツダ 59年式	〃	〃	59.4.9	11	〃
1737	土浦88 す6416	トヨタ 59年式	〃	〃	59.11.22	31	〃
1767	水戸88 す2909	トヨタ 60年式	〃	〃	60.3.4	3	〃
1837	水戸88 せ2109	ニッサン60年式	〃	〃	60.10.3	29	〃
1876	水戸88 す3306	トヨタ 61年式	〃	〃	61.1.20	1	〃
2057	水戸57 す8761	トヨタ 62年式	〃	〃	62.11.12	41	〃
2063	水戸88 す4378	〃 〃	〃	〃	62.12.3	42	〃
2064	水戸88 す4379	〃 〃	〃	〃	〃	〃	〃
2065	土浦88 せ3054	〃 〃	〃	〃	62.12.14	47	〃

指定番号	自動車登録番号	車名・年式	用 途	使用者名称	告 示 年月日	告示 番号	取消理由
2085	水戸88 す8564	ミツビシ63年式	公益応急作業用 (電気)	東京電力(株) 茨城支店	63.2.12	4	廃車の為
2086	水戸 む1029	ホンダ63年式	警察責務遂行用	茨城県警察本部	63.3.3	6	〃
2087	水戸 む1030	〃 〃	〃	〃	〃	〃	〃
2116	水戸 む2557	〃 〃	〃	〃	63.7.21	22	〃
2118	水戸 む2559	〃 〃	〃	〃	〃	〃	〃
2122	水戸 む2563	〃 〃	〃	〃	〃	〃	〃
2125	水戸 む2566	〃 〃	〃	〃	〃	〃	〃
2127	水戸 む2570	〃 〃	〃	〃	〃	〃	〃
2174	土浦88 す6393	トヨタ 63年式	〃	〃	63.12.15	33	〃
2175	土浦88 す6395	〃 〃	〃	〃	〃	〃	〃
2275	水戸57ま・928	ニッサン元年式	〃	〃	元.11.16	25	〃
2276	土浦58 そ9079	〃 〃	〃	〃	〃	〃	〃
2283	土浦88 せ3045	トヨタ元年式	〃	〃	元.11.27	27	〃
2284	土浦88 せ3046	トヨタ元年式	〃	〃	〃	〃	〃
2285	土浦88 せ3057	〃 〃	〃	〃	〃	〃	〃
2290	水戸88 す5841	ニッサン元年式	〃	〃	元.12.25	29	〃
2297	水戸88 す5857	トヨタ 元年式	〃	〃	〃	〃	〃
2482	水戸88 す7188	トヨタ 3年式	公益応急作業用 (高速)	日本自動車連盟	3.8.19	18	〃

~~~~~

(大規模小売店舗審議会)

茨城県大規模小売店舗審議会告示第12号

第二種大規模小売店舗における小売業に関する公示

大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律施行規則(昭和49年通商産業省令第17号)第9条の規定により、次のとおり公示しますから、意見を述べようとする者は意見の内容を記載した書面に、「(1)氏名又は名称及び住所(2)事業者にあつては、その事業の種類(3)略歴(法人及び団体にあつては、事業の沿革)(4)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、本日から2週間以内に茨城県大規模小売店舗審議会事務局(茨城県商工労働部商業振興課内)に到着するように提出して下さい。

平成8年3月4日

茨城県大規模小売店舗審議会委員長 宇野 秀

- 1 届出者の氏名又は名称 株式会社 ヨークマート
- 2 第二種大規模小売店舗の名称及び所在地 小池ビル (ヨークマート新取手店)  
茨城県取手市大字寺田4657番1 外
- 3 現在の閉店時刻 午後8時
- 4 現在の年間休業日数 年間24日
- 5 繰下げ後の閉店時刻 午後9時
- 6 削減後の年間休業日数 年間12日
- 7 閉店時刻の繰下げを行う年月日 平成8年6月17日

---

## 公 告

---

### ●茨城県土地利用基本計画の変更

国土利用計画法 (昭和49年法律第92号) 第9条第1項の規定に基づき昭和50年6月10日付けで定めた茨城県土地利用基本計画について、平成8年2月14日付けで次のとおりその一部を変更したので、同条第14項において準用する同条第13項の規定に基づき公表する。

なお、関係図書は、茨城県企画部水・土地計画課並びに関係する市役所及び町役場において一般の閲覧に供する。

平成8年3月4日

茨城県知事 橋 本 昌

#### 土地利用基本計画図

変更の要旨は次のとおり。

| 変更地域 | 拡大・縮小の別 | 関係市町村名         | 変更区域面積 |
|------|---------|----------------|--------|
| 都市地域 | 拡大      | 大洗町            | 10ha   |
| 農業地域 | 縮小      | 北茨城市, 茨城町, 阿見町 | 271ha  |

### ●公共測量の終了

測量法 (昭和24年法律第188号) 第5条の規定に基づく公共測量を次のとおり終了した旨通知があったので、同法第14条第3項の規定により公告する。

平成8年3月4日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 測量機関 茨城県
- 2 作業種類 公共測量 (2級, 3級基準点測量, 3級水準点測量)
- 3 作業終了日 平成8年2月17日
- 4 作業地域 水戸市笠原町の一部

### ●公共測量の終了

測量法 (昭和24年法律第188号) 第5条の規定に基づく公共測量を次のとおり終了した旨通知があったので、同法第14条第3項の規定により公告する。

平成 8 年 3 月 4 日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 測量機関 水戸市
- 2 作業種類 公共測量(現況総合図作成)
- 3 作業終了日 平成 8 年 2 月 2 日
- 4 作業地域 水戸市根本町一丁目外地内

~~~~~

●都市計画案の縦覧

水戸・勝田都市計画公園を変更する必要が生じたので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について意見のあるかたは、縦覧期間満了の日までに茨城県知事あて、意見書を提出することができます。

平成 8 年 3 月 4 日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 都市計画を変更する土地の区域
- 9・7・002常陸海浜公園

変更する部分

ひたちなか市大字馬渡字大沼の一部

阿字ヶ浦町字千駄切の一部

- 2 都市計画の案の縦覧場所
- (1) 茨城県土木部都市局都市計画課
 - (2) ひたちなか市役所
- 3 縦覧期間

平成 8 年 3 月 4 日から

平成 8 年 3 月 18 日まで

~~~~~

●都市計画案の縦覧

水戸・勝田都市計画道路を変更する必要が生じたので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について意見のあるかたは、縦覧期間満了の日までに茨城県知事あて、意見書を提出することができます。

平成 8 年 3 月 4 日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 都市計画を変更する土地の区域
- 変更する区域

3・4・54号和田町常陸海浜公園線

ひたちなか市 和田町一丁目、富士ノ上、東本町、富士ノ下、船窪の各一部

3・4・136号富士ノ上阿字ヶ浦線

ひたちなか市 猪谷津、湊中原の各一部

追加する区域

3・4・168号船窪和尚塚線

ひたちなか市 船窪, 貉谷津の各一部

2 都市計画の案の縦覧場所

(1) 茨城県土木部都市局都市計画課

(2) ひたちなか市役所

3 縦覧期間

平成 8 年 3 月 4 日から

平成 8 年 3 月 18 日まで

**正 誤**

平成 7 年 11 月 24 日付け茨城県報号外第 170 号 - 2 中次のとおり誤りがあったので訂正する。

| ページ | 行       | 誤           | 正           |
|-----|---------|-------------|-------------|
| 5   | (様式中) 5 | 第 11 条第 1 号 | 第 11 条第 2 号 |

平成 8 年 1 月 18 日付け茨城県報号外第 7 号中次のとおり誤りがあったので訂正する。

| ページ | 行      | 誤                         | 正                         |
|-----|--------|---------------------------|---------------------------|
| 13  | 上から 20 | 増渕 孔白                     | 増渕 孔伯                     |
| 13  | 上から 21 | 真壁郡大和村<br>大字大国玉 710 番地の 1 | 真壁郡大和村<br>大字大国玉 423 番地の 4 |
| 14  | 上から 7  | 増渕 孔白                     | 増渕 孔伯                     |
| 14  | 上から 8  | 真壁郡大和村<br>大字大国玉 710 番地の 1 | 真壁郡大和村<br>大字大国玉 423 番地の 4 |

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1月)  
(休日の場合は繰下発行) (金 2,300円)

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310 茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

茨城県総務部総務課

電話番号 029 (221) 8111 (代)